

【法第28条第1項関係 「前事業年度の事業報告」】

令和4年度事業報告書

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人らしく

理事長 甲斐 圭子

1 事業の成果

コロナ感染症が長期間にわたり、ひとり親世帯やもともとギリギリの生活をしてきた世帯が生活困窮に陥り合わせてインフレが困窮家庭の子どもを追い詰める事態となっている。家計維持のために「食費、電気代を減らしている」ことや「塾や予備校に行けない」、「経済的な理由で志望校を諦めた」など家庭はもともとギリギリの経済状況で、もう切り詰めるものがなく、その打撃は、もはや看過できない事態である。

みやこのじょうこども宅食運営事業では、多様な困難背景を抱えた世帯の支援申し込みが増加している。伴走する支援を続けながら関係機関に繋ぎ自立を促してきた。

また、フードバンクみやこのじょう運営事業の必要性について啓発し多くの企業や団体、個人から賛同を得ている。具体的には寄附や食品ロスを意識した食材寄贈の働きかけなどを行った。

県内のフードバンク事業者との協議会やオンラインによる理事会を開催しフードバンク事業の方向性について協議を重ねた。

学習支援のニーズは多く小学生及び中学生を対象とした学習支援の場を週2回開催し教員OB、大学生、高校生、社会人の学習支援プレイヤーの協力を得て実施した。そのほか居場所支援や制服バンクも支援が必要な世帯やこどもに対して実施した。

2 事業内容

(特定非営利活動に係る事業)

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	① 当該事業の実施日時 ② 当該事業の実施場所 ③ 従事者の人数	④ 受益対象者の範囲 ⑤ 人数
○フードバンク事業	フードバンクみやこのじょう運営事業	① 令和4年7月1日～令和5年3月31日 ② 川東BASE(都城市下川東) ③ 3人	④ 都城市内と県西地区の各支援団体 ⑤ 延べ562人
○食のセーフティネット事業	みやこのじょうこども宅食運営事業	① 令和4年7月1日～令和5年3月31日 ② 川東BASE(都城市下川東) ③ 13人	④ 都城市内の子どもと大人 ⑤ 延べ2,369人

○ICT 活用による学習支援、就労支援事業	I T 楽習会	① 令和4年7月1日～ 令和4年9月30日 ② 川東事務所(都城市下川東) ③ 1人	④ 都城市内の子ども ⑤ 延べ34人
	楽習会運営事業	① 令和4年7月1日～ 令和5年3月31日 ② 川東BASE(都城市下川東) ③ 8人	④ 都城市内の子ども ⑤ 延べ388人
居場所・相談支援事業	居場所支援	⑥ 令和4年7月1日～ 令和5年3月31日 ⑦ 川東BASE(都城市下川東) ⑧ 5人	⑧ 都城市内の不登校の子どもと親 ⑨ 延べ82人
リユース事業	制服バンク	⑩ 令和4年7月1日～ 令和5年3月31日 ⑪ 川東BASE(都城市下川東) ⑫ 2人	⑬ 都城市内のひとり親家庭の子どもと親 ⑭ 延べ68人

(その他目的を達成するために必要な事業)

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	① 当該事業の実施日時 ② 当該事業の実施場所 ③ 従事者の人数	④ 受益対象者の範囲 ⑤ 人数
○その他の事業	実施しなかった		